

議第175号

滋賀県都市公園条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成24年11月29日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県都市公園条例の一部を改正する条例

滋賀県都市公園条例（昭和53年滋賀県条例第13号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次を付する。

目次

第1章 総則（第1条・第1条の2）

第1章の2 都市公園および公園施設の設置基準（第1条の3－第1条の7）

第2章 都市公園の管理（第2条－第9条の7）

第2章の2 工作物等の保管の手續等（第9条の8－第9条の10）

第3章 雑則（第10条－第14条）

第4章 罰則（第15条・第16条）

付則

第1条中「および法」を「第3条第1項および第4条第1項の規定に基づき都市公園の配置および規模の基準等について定めるとともに、法および法」に改め、「県の設置に係る」および「（以下「都市公園」という。）」を削る。

第1章中第1条の次に次の1条を加える。

（定義）

第1条の2 この条例において「都市公園」とは、法第2条第1項に規定する都市公園をいう。

2 この条例において「公園施設」とは、法第2条第2項に規定する公園施設をいう。

第1章の次に次の1章を加える。

第1章の2 都市公園および公園施設の設置基準

（都市公園の配置および規模に関する基準）

第1条の3 法第3条第1項の条例で定める基準は、次条および第1条の5に定めるところによる。

（県民1人当たりの都市公園の敷地面積の標準）

第1条の4 都市公園の県民1人当たりの敷地面積の標準は、10平方メートル以上とする。

（都市公園の配置および規模の基準）

第1条の5 県が次に掲げる都市公園を設置する場合には、それぞれその特質に応じて都市公園の分布の均衡を図り、かつ、防火、避難等の災害の防止に資するよう考慮するほか、次に掲げるところによりその配置および規模を定めるものとする。

- (1) 主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、街区内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積の標準は、0.25ヘクタールとすること。
- (2) 主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、近隣に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積の標準は、2ヘクタールとすること。
- (3) 主として徒歩圏域内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、徒歩圏域内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積の標準は、4ヘクタールとすること。
- (4) 休息、観賞、散歩、遊戯、運動等の総合的な利用に供することを目的とする都市公園および主として運動の用に供することを目的とする都市公園は、容易に利用することができるように配置し、それぞれその利用目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができる敷地面積とすること。

2 県が前項各号に掲げる都市公園以外の都市公園を設置する場合には、その設置目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるように配置し、およびその敷地面積を定めるものとする。

(公園施設の設置基準)

第1条の6 法第4条第1項の条例で定める割合は、100分の2とする。

(公園施設の建築面積の特例)

第1条の7 法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を限度とする。

- (1) 都市公園法施行令（昭和31年政令第290号。以下「政令」という。）第6条第1項第1号に掲げる場合（同号に規定する建築物に限る。） 都市公園の敷地面積の100分の10
- (2) 政令第6条第1項第2号に掲げる場合（同号に規定する建築物に限る。） 都市公園の敷地面積の100分の20
- (3) 政令第6条第1項第3号に掲げる場合（同号に規定する建築物に限る。） 前2号に定める割合に都市公園の敷地面積の100分の10を加えた割合
- (4) 政令第6条第1項第4号に掲げる場合（同号に規定する建築物に限る。） 前号に定める割合に都市公園の敷地面積の100分の2を加えた割合

第2条第1項中「都市公園に」を「都市公園（県が設置するものに限る。以下同じ。）に」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。